

【公開資料】

第34回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日（火曜日）午後3時から3時20分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席7名／定数9名）
会 長 神谷昌明
農業委員 藤浦利吉 市古昭子 黒田 実
三島孝二 金子さか江 長谷部実
山中力四郎 加藤浩孝 角谷正子
鳥居勝行
農地利用最適化推進委員
原田孝司 磯貝孝弘 下島良一
杉浦孝明 石川清勝 近藤正孝
永坂邦男
4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員2名）
金原節子 藤関弘之
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の選定について
第2（1）議案について (24件)
議案第1号 碧南市農業委員会地区協力員の委嘱について 1件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件 2件
議案第4号 農用地利用集積計画の件 20件
（2）報告事項について (32件)
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件 1件
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件 24件
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 2件
追加報告
報告第4号 生産緑地あっせん願の件 4件
報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 1件
6. 事務局・説明員
局 長 生田和重 次 長 牧 勝彦 課長補佐 小林圭介
担当係長 松井佑未子 主 事 片山大輔

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第34回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。14番委員、20番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員11名・推進委員7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していただきますことをご報告いたします。
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は神谷昌明会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場
会長 「異議無し」の声
会長 それでは、4番委員、5番委員にお願いします。

会長 次に、日程第2の議事に入ります。
議案第1号、「碧南市農業委員会地区協力員の委嘱の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。
受付番号1841番。議案第1号、碧南市農業委員会地区協力員の委嘱についてです。協力員の総数は43名で、内訳は、新川地区は7名、西端地区は7名、旭地区は14名、大浜地区は9名、棚尾地区は6名です。
任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。
これは、碧南市農業委員会規程第7条第3項の「協力員の委嘱及び定数は、会長が委員会にはかって定める。」によるものです。なお、2ページが各地区の農業委員、推進委員、協力員の名簿です。以上です。

会長 ありがとうございます。
それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議場
会長 「異議無し」の声
会長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会長 次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 3ページをお開きください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件についてです。
受付番号1812番。〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さんより、
××町×丁目××番、畑、507㎡、同じく××番、畑、225㎡、同じく××番、現況畑、138㎡、同じく××番、畑、72㎡、同じく××番、畑、241㎡の計5筆、
1, 183㎡につきまして、

農業用倉庫1棟、建築面積612㎡、建ぺい率は51.7%、です。

申請理由としましては、「農機具、肥料等を保管している既存の倉庫が、事業規模の拡大に伴い狭くなったことから、農振農用地以外の世帯所有地であり、自宅からの距離が近い申請地にて農業用倉庫を新たに建築したい」とのことです。

申請地は現在、市街化調整区域内の農地、白地であり、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に相当していることから、第1種農地と考えます。第1種農地とは「良好な営農条件を備えている農地」であり、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、農業用施設は例外的に許可できるようになっています。

また、申請書には、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上の様に、農地法第4条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和5年4月10日に、大浜地区の13番委員、15番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は28ページ、配置図は29ページにあります。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。本議案は4番委員の案件となります。
只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。13番委員をお願いします。
- 13番 1812番ですが、草生えもなく問題ないと思います。
- 会 長 ありがとうございます。続いて、15番委員をお願いします。
- 15番 駐車場として農機具や農業用の作業自動車は現在一部置かれています。全体的にはきれいになっています。今後、駐車場として利用しながら転用していくのか気にはなりました。
- 会 長 ありがとうございます。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 4ページをお開きください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、県許可についてです。
受付番号1813番。〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さんから、
◎◎町◎丁目◎◎番地、◎◎◎◎さんへ、××町×丁目××番、畑、499㎡につきまして、使用貸借権の設定で、分家住宅1棟、建築面積110.55㎡、建ぺい率22.15%です。
申請理由としましては、「現在の借家が、第2子出産により手狭になり、将来の子供部屋の確保や月々の家賃支払いの負担を考え、父親が所有する土地のうち、実家から近い申請地にて分家住宅を建築したい」とのことです。

申請地は今月13日付けで農用地区域からの除外公告がされており、農地区分は「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していることから、第3種農地と考えます。第3種農地とは「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」であり、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。

また、申請書には碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。

以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和5年4月10日に、旭地区の藤関委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は30ページ、配置図は31ページにあります。

なお本日20番委員欠席されておまして、現場確認させていただいた中で草生えもなく適正に管理されていること、許可前の着工もなく適切であることが確認されております。

続きまして受付番号1814番。〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さんから、

◎◎町◎丁目◎◎番地、◎◎◎◎さんへ、××町×丁目××番、現況畑、418㎡、同じく××番×、現況畑、1,068㎡の計2筆、1,486㎡につきまして、

賃貸借権の設定で、展示用駐車場54台への転用です。申請事由欄に記載が漏れており、申し訳ございません。隣地の店舗敷地と一体利用で、利用率100%です。

申請理由としましては、「世界的な原材料不足の影響により、新車購入に時間やコストがかかり、中古車の需要が非常に伸びていること、また常時抱えている100台以上の在庫車両の展示用駐車場が不足していることから、新たに駐車場を確保したい」とのことです。

申請地は今月13日付けで農用地区域からの除外公告がされており、農地区分は「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農区域内にある農地」に相当していることから、第1種農地と考えます。第1種農地とは「良好な営農条件を備えている農地」であり、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっています。本申請は、自動車販売業の展示用駐車場用地であり、集落に直接接続しているため、許可しようと考えます。

申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和5年4月10日に、西端地区の会長、16番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

配置図は32ページ、地図は33ページにあります。以上です。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号1813番については、事務局からの説明で替えさせていただきます。

受付番号1814番です。まず、私から報告します。

- 現状は耕起されて草生えもなく問題ないです。
- 続いて、16番委員お願いします。
- 16番 会長 会長が言われるように草生えもなく問題ないかと思えます。
- 会長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 会長 (「異議無し」の声)
- 議長 異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
- 事務局 次に、議案第4号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 5ページをお開きください。議案第4号、農用地利用集積計画の件についてです。
- 相対による貸借権設定は、合計件数18件、合計面積23,739㎡です。内訳は、田9,135㎡、畑14,604㎡です。
- 続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による貸借権設定です。こちらは、農地中間管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を行うものです。
- 合計件数2件、合計面積6,979㎡です。内訳は、田6,979㎡です。
- 以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、
- 第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- 第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である
- イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
- ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。
- の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 会長 ありがとうございます。
- 会長 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。2番委員の案件を先決します。
- 会長 2番委員の案件は、受付番号1832番です。
- 会長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議長 2番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 会長 (「異議無し」の声)
- 議長 異議もございませんので、2番委員関連の受付番号1832番は、原案のとおり決定しました。
- 会長 続きまして、4番委員の案件を先決します。
- 会長 4番委員の案件は、受付番号1820番です。
- 会長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議長 4番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、4番委員関連の受付番号1820番は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 続きまして、7番委員の案件を先決します。
- 会 長 7番委員の案件は、受付番号1817番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、7番委員関連の受付番号1817番は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 続きまして、12番委員の案件を先決します。
- 会 長 12番委員の案件は、受付番号1833番、1834番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
12番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、12番委員関連の受付番号1833番及び1834番は、原案のとおり決定しました。
それでは、先決5件を除く15件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件、1件。報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件、24件。報告第3号、農地法第18条第6号の規定による通知の件、2件。
追加報告 報告第4号生産緑地あっせん願の件、4件。報告第5号、生産緑地あっせん不成立の件、1件。合計32件、一括報告してください。
- 事務局 (報告)
- 会 長 ありがとうございます。
- 会 長 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会 長 それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会 長 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会 長 無いようですので以上をもちまして、第34回碧南市農員会を閉会とします。

～午後3時20分閉会～